

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所（以下「事業場」という。）において、営業の事務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、事業場内において上司から怒鳴る、机を叩く、蹴る等の暴力的行為を受け、激しい動悸と手の震えで恐怖心が収まらなかったという。請求人は、翌〇日、Dクリニックに受診し、「適応障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び時期について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け「意見書」において、請求人の申述内容及び主治医の意見等を踏まえた上で、平成〇年〇月下旬頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。当審査会としても、請求人の発病の経緯とその症状からみて同医師の見解は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 評価期間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、Eからのパワハラ、セクハラがあったことを主張していることから、以下、検討する。

ア 平成〇年〇月〇日のEのパワハラについて

この出来事については、Eが、同日、請求人を怒鳴って、机を叩いてしまったことを認めており、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみて検討する。

この出来事について、請求人は、取引先の注文書に対する回答をめぐり、Eが、机を1回叩き、1回机を蹴り、1分間くらい怒鳴るなどするとともに、「メンタル弱いんじゃないか。」などと不適切な発言をするなど、業務指導の範囲を逸脱した言動があった旨述べており、一方で、Eは、怒鳴ってしまった後に、請求人が怯えている様子はなく、「覚えておけよ。訴えたるからな。」と発言し、すぐにEの面前で、本社に苦情の電話をし、さらに「今から病院に行くから継続して仕事はできません。」と言って午後から休みを取った旨述べている。この点、会社作成の報告書によれば、平成〇年〇月〇日午前、就業中に、請求人に対し、Eが怒鳴る、机を叩くことはあったが、請求人に対して手を挙げる、蹴る等の暴力行為は一切ないこと、また、多少感情的に叱責、注意することはあったが、業務上の指導の範囲を著しく超えるものではないことをEから確認したとされている。

以上のことから、Eは叱責する際に机を叩き、感情的な発言を行っていたものと推認されるものの、暴力行為があったものではなく、短時間で収束し、執拗に行われたものでもなく、出来事後の継続性も認められないことも併せて総合的に考察すれば、この出来事による心理的負荷の総合評価は「中」であると判断する。

なお、請求人は、平成〇年〇月頃以降、Eから日常的なパワハラを受け、その極め付けが同年〇年〇月の出来事であり、評価期間中の出来事を一体のものとして評価すべきである旨主張している。

しかし、請求人は、平成〇年〇月〇日の出来事までは、Eの言い方がきつただけである旨を述べており、請求人作成の出来事一覧表を見ても、請求人は同年〇月〇日以降Eと会話をしないようにしており、請求人がEの日常的な言動に対して嫌悪感を抱いていたことは認められるものの、Eの日常的な言動が業務指導の範囲を逸脱したものであったとは認められず、請求人の主張は認められない。

イ Eのセクハラ行為について

請求人は、Eのセクハラ発言は、発病前6か月間よりも前から継続的に繰り返されていたものであり、入社当初のものからの全ての行為を一連の具体的な出来事として評価すべきである旨主張している。

しかし、Eの「なんで結婚しないの？」といった直接的なセクハラ発言の

時期は、評価期間外の平成〇年〇月頃であり、評価期間におけるEのセクハラ発言は間接的なものと請求人も申述していることから、請求人が評価期間中にEからセクハラ行為を受けたとの事情は認められず、それ以前から継続して繰り返されていたとする請求人の主張は認めることはできない。

(5) 業務以外の要因及び請求人の側面要因について、特段考慮すべき事項は認められない。

(6) 以上からすると、請求人には業務による心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事が1つ認められるも、恒常的な長時間労働は認められないことから、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(7) なお、請求人のそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおおりに、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおおりに裁決する。